

鈴鹿医療科学大学健康管理センター医薬品業務手順書

鈴鹿医療科学大学

平成25年9月10日制定

1. 医薬品情報の収集・検討・選定（購入）

- (1) 鈴鹿医療科学大学健康管理センター（以下「健康センター」という。）管理者は、医薬品の選定（購入）にあたり広く医薬品情報を収集し、診療所の特性にあった選定（購入）を行う。
- (2) 安全性や誤投薬防止の観点等から、下記の点に注意する。
 - ① 採用医薬品の情報を、健康センター職員に提供する。
 - ② 医薬品を購入した場合は、品目、規格、数量等について、発注伝票に基づき確認を行う。
 - ③ 規制医薬品等の取扱は、金庫等に保管し常時施錠するなど、法令を遵守した管理・保管を行う。

2. 採用した医薬品の管理と職員への医薬品情報の提供

- (1) 医薬品棚は、取り違い防止や在庫管理が容易に行えるよう、常に整理整頓を心がける。
- (2) 採用した医薬品については、取り扱い事項、効能、効果、副作用等を確認し、健康センター職員間で情報の共有化を図る。
- (3) 医薬品は、保管条件や管理方法、有効期限に十分注意し、管理する。

3. 患者へ医薬品を使用するにあたって

- (1) 患者情報の収集
 - ① アンケートや問診等により、事前に既往歴、妊娠、授乳、副作用歴、アレルギー歴等の確認を行う。
 - ② 市販薬、健康飲料、健康食品及び嗜好（タバコ、アルコール等）の摂取状況の確認を行う。
- (2) 患者情報の管理
診療録への記載と診療録の保管。

4. その他

本業務手順書は必要に応じ、又は定期的に見直しのための検討を行う。